令和　６　年度　第５回松伏町農業委員会会議録

会　議　日　時	令和６年８月２６日（月）　午後１時００分
会　議　場　所	松伏町役場第二庁舎３階　３０１会議室
開　会　時　刻	午後１時００分
閉　会　時　刻	午後２時３０分
議　　　　　長	山﨑　久俊

委員出欠状況

議席	氏　　　名	出欠席	議席	氏　　　名	出欠席
１	永　野　浩　司	○	２	岡　野　正　幸	○
３	須　賀　喜佐子	○	４	藤　江　健　広	○
５	横　川　朝　治	○	６	岡　田　嘉　男	○
７	石　塚　　　要	○	８	鈴　木　洋　子	○
９	柴　田　光　善	○	１０	小　島　康　平	○
１１	竹　内　　　隆	○	１２	八　木　大　輔	×
１３	髙　橋　　　實	○	１４	山　﨑　久　俊	○
	三反﨑　善　隆（最適化推進委員）	×		舛　田　　　晃（最適化推進委員）	○
	山　﨑　富　康（最適化推進委員）	○		砂　川　　　進（最適化推進委員）	○
	小　島　雄　一（最適化推進委員）	○		滑　川　　　浩（最適化推進委員）	○
	内　藤　玉　江（最適化推進委員）	○			

事　務　局	事務局長　後藤　　事務局長補佐　八子 主事　林　一般事務員　片山

議事日程

日程第　１　　　　　　　会議録署名委員の指名について
日程第　２　　　　　　　諸報告について
日程第　３　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請書の許可を求める件について
日程第　４　議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請書の承認を求める件について
日程第　５　議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請書の承認を求める件について
日程第　６　報告第１号　農地の賃借料情報提供について
日程第　７　報告第２号　農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について
日程第　８　報告第３号　農地法第５条第１項第６号の規定による転用届出書の受理について
日程第　９　報告第４号　農地法第１８条第６項の規定による合意解約について

会 議 の 件 名	議　事　録
１．開　会	後藤事務局長が開会を告げる。午後１時００分 【あいさつ】 ◎事務局長 　皆さんこんにちは。 　ただいまより令和６年度第５回松伏町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。 　稲刈りが始まったお忙しい時期に召集いただきましてありがとうございます。また現在予報では台風が発生しておりまして、若干進路は予報よりも西にそれているとのことですが、今後の予報円は日本列島にかかっている状況であります。少しでも早期に災害対策本部を開設して対応するところでありますが、皆さんにおかれましては稲刈りの時期ということで時間が惜しいところ本日はありがとうございます。 　また今週の２９日木曜日ですが、まずは中間管理機構の説明会ということで、皆様方予定がたくさんある中でご案内いたしましたが、県の中間管理機構もあり今後の進め方、内容についても説明を差し上げたいとのことでございますのでよろしくお願いしたいと思います。 　それでは、開会にあたりまして、山﨑会長ご挨拶をお願いいたします。 ◎会長 　皆さんこんにちは。大変暑い中で、またこれから稲刈りが大変忙しくなる時期に総会に参加していただきましてありがとうございます。 　一昨日の農業新聞の見出しに〇〇県の〇〇市で農業委員会の中立委員、利害関係のないお一人が決まらないということが６月にありまして総会が開催できないとなっているそうです。農地はご案内の通り第３条、第５条等々について農業委員会で審議を行うという形ですが、それが総会を開催できないそうです。松伏町でも議会にはかって町長が任命という形が農業委員会の流れです。昔は公職選挙法に基づいて行いましたが、今は議会にかけて町長が任命という形であります。どうしてその一名の方が不同意になってしまったのか分かりませんが、いろいろ問題がある方だったのかなと思います。ただ一名が欠けていることで総会が開催できないというのはちょっと疑問がありますが、ちょうど任命の時期と絡まっておいおい後藤課長に調べていただき分かる範囲内で皆さんにご教示いただければと思います。 　それでは、慎重審議よろしくお願いいたします。 　これより開会いたします。 ◎事務局長 　ありがとうございました。それでは会長は総会の議長となることとなっておりますので、議事進行よろしくお願いします。 【開会の宣言】 ◎議長 　ただいまから、令和６年度第５回定例総会を開会いたします。 　本日の出席委員は、農業委員１３名、最適化推進委員６名であります。 　過半数に達しておりますので、本農業委員会は成立いたしました。 　これより、日程に従い議事に入ります。

日程第１	【会議録署名委員の指名について】 ◎議長 　まず、会議録署名委員の指名を行います。松伏町農業委員会総会会議規則第１３条の規定により議長から指名いたします。 　　１０番　小島　康平　委員 　　１１番　竹内　隆　　委員 　以上、２名の委員を指名いたします。ご異議ありませんか。 　（異議なし） 　ご異議なしと認め、指名のとおり決定いたします。
日程第２	【諸報告について】 ◎議長 　次に、諸報告を行います。 　まず始めに、総務又は農地委員長からの報告はありませんか。 　（なし） ◎議長 　続いて、農協・土地改良区・認定農業者協議会からの報告はありませんか。 ◎竹内委員 　農協から令和６年度のお米の買取価格が決まりました。農協で種を買ったＪＡ米で○○kgあたり○○○○○円でございます。 ◎議長 　それは１等価格ですか。 ◎竹内委員 　はい、そうです。 ◎議長 　２等との格差はどうですか。 ◎竹内委員 　今年はまだ確認していませんが、去年までは１等と２等の差は○○○円、３等ですと○○○円です。 ◎議長 　続いて、その他の委員又は事務局からの報告はありませんか。 　（なし） ◎議長 　以上で報告を終わります。

日程第３	【議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請書の許可を求める件について】 ◎議長 　続いて、日程３議案第１号農地法第３条の規定による許可申請書の許可を求める件について上程いたします。 　時間短縮のため、朗読は省略いたします。 　それでは№1 について事務局から説明をお願います。 ◎事務局 　案内図は１ページです。議案１－１資料と書かれた営農計画書ご覧ください。 　譲受人は〇〇〇に居住する〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇〇です。 　譲渡人は〇〇〇に居住する〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇〇です。 　申請地の地目は畑で面積は〇〇〇㎡の農地です。譲渡理由は、譲渡人は、 　労力不足によるもので、譲受人は、経営拡大です。 　なお、売買金額は、〇〇万円です。一反あたりの金額はおよそ〇〇〇万円ほどです。 　譲受人世帯の現在の経営農地面積は、〇〇〇〇㎡です。 　それでは営農計画書を御覧ください。 　今回、農地を取得する目的は、野菜の自家消費のためとのことです。 　農機具の所有状況につきましては、耕運機と軽トラックを所有しています。 　次に、農作業従事計画です。栽培作物はキュウリ、トマト、ナスです 　１、２月は、土作り・耕作を６０時間。３月は畝作りを６０時間。４月は、種まきを６０時間。５月は、間引きを６０時間。６月は、定植を６０時間。７月は、整枝を６０時間。８月～１０月は、収穫を６０時間。１１月、１２月は、土作り・耕作を６０時間です。 　従事日数は譲受人の〇〇さんが６０日、〇の〇〇さんが１５０日、〇の〇〇さんが６０日、〇の〇〇さんが６０日です。 　今回の申請地の面積を合わせた権利取得後における経営面積は〇〇〇〇㎡になります。 　周辺地域との関係については、野菜の栽培を行い、地域農業者と協調していくとのことであり、周辺農地への農業上の利用に支障は及ぼさないものと考えられます。 　また、農作業従事計画が妥当と考えられれば農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 　また今回の申請を出された時点では当初の〇〇〇〇㎡が耕作面積でしたが、その後確認したところ、この内の〇〇〇〇㎡が〇〇〇市に所有されているとのことであり〇〇〇市に照会をかけたところ〇〇〇〇にて〇〇〇〇㎡すべて〇〇〇〇〇されており、〇〇〇市には所有農地を持たないとのことで、町内に所有している〇〇〇〇㎡になりましたので、今回営農計画をつけていただきました。 　説明については以上です。 ◎議長 　続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。

	◎小島委員 　８月１９日、月曜日に書類審査と現地調査を行いました。書類に不備はなく、事務局の説明のとおりです。 　以上、ご審議よろしくお願いします。 ◎議長 　説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。 　（なし） ◎議長 　以上質疑なしと認め、これより採決いたします。 　許可に賛成の方の挙手をお願いします。 　（挙手全員） 　挙手全員です。 　よって、本案は許可されました。 ◎議長 　それでは№2 の説明に入る前に、この案件については№3 との関連があることよりまとめて説明させていただきます。 　それでは事務局から説明をお願います。 ◎事務局 　それでは№2 と№3 について併せて説明させていただきます。 　案内図は２ページです。 　譲受人は○○○に居住する○○○さん、年齢○○歳、職業は○○です。 　譲渡人は○○○に居住する○○○さん、年齢○○歳、職業は○○の方と○○○に居住する○○○さん、年齢○○歳、職業は○○の方です。 　申請地の地目は共に田です。面積は○○○㎡と○○○㎡の農地です。合計で○○○○㎡です。 　譲渡理由は、譲渡人は、共に労力不足によるもので、譲受人は、経営拡大です。 　なお、売買金額は、○筆合計で約○○○○万円です。一反当りの金額は約○○○○万円です。 　譲受人世帯の現在の経営農地面積は、全部で○○○○○㎡、そのうち田んぼが○○○○○㎡、畑が○○○○㎡です。 　おもな作付作物は水稲、蔬菜です。 　農機具の所有状況は、耕運機、噴霧器、トラック、草刈機を保有しています。 　譲受人の農作業暦は○○年で、また、通作時間は○分です。 　世帯の農作業従事状況は、譲受人は年間○○日、○の○○さんが○○日、○の○○さんが○○日です。世帯合計で１８０日です。 　今回の申請地の面積を合わせた権利取得後における経営面積は○○○○○㎡になります。 　周辺地域との関係については、引き続き水稲栽培を行い、地域農業者と協調していくとのことであり、周辺農地への農業上の利用に支障は及ぼさないものと考えられます。

	よって、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 説明については以上です。 ◎議長 続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。 ◎須賀委員 ８月１９日、月曜日に書類審査と現地調査を行いました。書類に不備はなく、事務局の説明のとおりです。 以上、ご審議よろしくお願いします。 ◎議長 説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。 ◎柴田委員 経営拡大のため農地を求めるという案件ですが、譲受人は〇〇歳と高齢です。自分で耕作することで第３条が成立するものであり、初めから作ってもらうということではないのでしょうか。また自分で耕作していない場合、第３条は成立するのか、破棄できるのでしょうか。 ◎事務局 今回の総会で許可になった場合、おそらくすぐに所有権を移転されると思います。その後に自ら耕作されていないということが発覚した場合は第３条の許可を取り下げることは可能です。ただ所有権移転を元に戻すことはおそらく難しいと思います。 ◎柴田委員 その後の対処は難しいということでしょうか。 ◎事務局 申請自体は問題ないので、現段階では対処は難しいと思います。 ◎議長 以上質疑なしと認め、これより採決いたします。 許可に賛成の方の挙手をお願いします。 （挙手多数） 挙手多数です。 よって、本案は許可されました。
日程第４	【議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請書の承認を求める件について】 ◎議長 続いて、日程４議案第２号農地法第４条の規定による許可申請書の承認を求める件について上程いたします。

	それでは№1について事務局から説明をお願います。 ◎事務局 案内図は３ページです。資料の土地利用計画図は１ページをご参照ください。 申請地は○○○、地目は畑、面積は○○㎡の農地です。 申請人は○○○に在住の○○○○さん、年齢○○歳の方です。 転用目的は住宅用通路の追認です。 転用理由については、自己資産の整理をしていたところ、先祖代々、自宅の出入口通路で利用している土地が農地であり、地目変更を行いたいと考えていました。農業委員会や○○○農林振興センターに相談したところ、昭和○○年の航空写真で通路の線を確認していただきました。線引き前から既に通路が存在していた事が確認できます。昨今農機が大きくなり、追認して頂く通路ですと、トラクターのロータリーがぎりぎりですので、余裕を持たせるため少し広めに幅員を確保したいです。農地法違反の是正と敷地拡張をするため、宅地部分と農地部分を分筆しましたので、農地法第４条の追認申請をいたします。 以上の理由から申請されました。 こちらについては、○○○農林振興センターとも追認について調整済みです。 説明については以上です。 ◎議長 続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。 ◎小島委員 ８月１９日、月曜日に書類審査と現地調査を行いました。書類に不備はなく、事務局の説明のとおりです。 以上、ご審議よろしくお願いします。 ◎議長 説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。 ◎藤江委員 このような追認の申請は、一般的にはどのようなタイミングで行われることが多いのでしょうか。 ◎事務局 建物を建て替える際に接道等を確認したときに気がつくことが一番多いと思われます。 ◎議長 以上質疑なしと認め、これより採決いたします。 承認に賛成の方の挙手をお願いします。 （挙手全員）

	挙手全員です。 よって、本案は承認されました。
日程第５	【議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請書の承認を求める件について】 ◎議長 続いて、日程５議案第３号農地法第５条の規定による許可申請書の承認を求める件について上程いたします。 それでは№1 について事務局から説明をお願います。 ◎事務局 案内図は４ページです。土地利用計画図は２ページになります。 申請地は〇〇〇、地目は畑、〇〇〇㎡の農地と同所〇〇〇、地目畑、〇〇〇㎡の農地です。合計で〇〇〇〇㎡の農地となります。 申請人は〇〇〇〇にある、(株) 〇〇〇〇です。 譲渡人は〇〇〇に居住されている〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳の方です。 転用目的は太陽光発電設備です。 転用理由について、今回申請させていただく土地は、農業を引き継ぐ者がなく、農地としての借りても見つからないまま長期にわたり休耕地となってしまっています。 申請地が「接道している」「日当たりが良い」「概ね平坦な土地」「電柱が隣接している」という理由から、太陽光発電設備設置における要件を満たし、太陽光発電設置にふさわしい土地であると判断し、将来的に長期にわたっての土地の有効利用が出来ると考えたため、今回の転用を計画させて頂きました。面積については、発電出力〇〇〇kw、太陽光パネル〇〇〇枚を使用し、その他にメンテナンスを行う際に必要な通路の確保、メンテナンス時の作業スペースを確保した結果、申請地の〇〇〇〇㎡全体が必要となりました。 周辺農地や農業用排水、施設への妨げ及び土砂流出への影響はございません。また、架台パネルを合わせた最大高さは〇〇〇〇㎜なので、周辺農地への日照妨害や通風への影響もございません。万が一被害が発生した場合は、当方の責任において誠実に対応いたします。 以上の理由から申請をされました。 工事期間は許可日から令和〇年〇月〇〇日までを予定しています。 敷地内は石や木くずを取り除く粗造成を行います。 被害防除対策についてはフェンスを敷地外周に設置します。 資金計画について、用地費〇〇〇万円、造成費〇〇〇万円、設置費〇〇〇万円、その他費用で〇〇万円、合計〇〇〇万円です。全額自己資金で対応するとのことで、金融機関からの残高証明書が添付されていますので、資金計画についても問題ありません。 説明については以上です。 ◎議長 続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。

	◎小島委員 　８月１９日、月曜日に書類審査と現地調査を行いました。書類に不備はなく、事務局の説明のとおりです。 　以上、ご審議よろしくお願いします。 ◎議長 　説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。 ◎竹内委員 　太陽光パネルということで反射等があると思いますが、周りの住居とはどのくらい離れているのでしょうか。 ◎事務局 　周辺には住居はなく、かなり離れています。 ◎竹内委員 　周りの畑等に反射して影響はあるのでしょうか。 ◎事務局 　パネルの高さは○○○○ｍｍなので日照条件には影響を及ぼしません。 　もし影響が出た場合は責任を持って対応するとのことです。 ◎事務局長 　補足ですが、申請地は接道している道路が狭く通行の問題があるので、道路後退の指導を行うつもりです。また町内には太陽光で使用している土地がありますが、いくつか問題があります。まずは太陽光業者が敷地内の管理を上手に行っていないことより草や竹が生える等周辺に迷惑をかけることがあります。これについては町としても指導を行っています。また住宅地から遠く人気がない場所だと銅線の窃盗が発生する事例があります。 　新たに設置する業者には注意喚起も併せて行います。 ◎議長 　以上質疑なしと認め、これより採決いたします。 　承認に賛成の方の挙手をお願いします。 　（挙手多数） 　挙手多数です。 　よって、本案は承認されました。 ◎議長 　つぎに№2 の説明ですが、本案については№3～№9 と関連がありますのでまとめて説明させていただきます。それでは事務局から説明をお願います。 ◎事務局 　案内図は５～７ページです。土地利用計画図は３～８ページになります。 　申請地は○○○、地目は田、○○○○㎡の農地と外○筆の農地です。合計で○○○○㎡です。

	申請人は○○○○にあります、（株）○○○○です。 譲渡人は○○○に居住されている○○○○さん、年齢○○歳の方と他○名の方です。 転用目的は送電線張替工事に係る一時転用です。 転用理由について、当該事業は、○○市・○○町エリアへの電気供給において、重要な架空送電線路である○○線に係る電線張替工事を実施し、更なる電機の安定供給を目的としております。 当該事業においては、鉄塔の一部が農地に隣接し、設置されているため、工事を安全に実施するには隣接した農地を工事用地として確保し、電線張替を行うことが必要であるため、当該農地を選定し、架線用地として一時使用するものです。 なお、工事完了後は鉄板等を全て撤去し、原状回復したうえで、返還いたします。 以上の理由から申請をされました。 工事期間は許可日から令和○年○○月○日から令和○年○月○○日までを予定しています。 被害防除対策については鋼製マットと鉄板を設置し農地に荷重を掛けないようにします。 資金計画について、自社工事のためございません。 また今回は送電線の張替工事になりますので、本来であれば公共事業の届出のみで済むものになるものでありますが、今回○○市でも同様の工事を行います。そこの資材置き場では仮設トイレ等を設置するとのことで○○市から届出ではなく県のほうから許可を出してほしいとの要請があり、松伏町でも整合性を取るため合わせて許可案件といたしました。 説明については以上です。 ◎議長 続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。 ◎永野委員 ８月１９日、月曜日に書類審査と現地調査を行いました。書類に不備はなく、事務局の説明のとおりです。 以上、ご審議よろしくお願いします。 ◎議長 説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。 ◎藤江委員 この工事で線下補償等はないのでしょか。また作付後に工事することより問題なしという判断でしょうか。 ◎事務局 線下補償等はありません。工事時期については作付時期を配慮してこの工事期間となりました。 ◎議長 以上質疑なしと認め、これより採決いたします。 承認に賛成の方の挙手をお願いします。

	（挙手全員） 挙手全員です。 よって、本案は承認されました。 ◎議長 それでは№10について事務局から説明をお願います。 ◎事務局 案内図は８ページです。土地利用計画図は９ページになります。 申請地は○○、地目は田で○○○㎡になります。 申請人は○○に居住されている○○○○さん、年齢○○歳の方です。 譲渡人は○○に居住されている○○○○さん、年齢○○歳の方です。 転用目的は住宅敷地です。 転用理由は、私は現在、○○に○の○○と○の○と、子供○人の計○人家族で暮らしています。 子供の成長と共に妻の両親の家では手狭になってきたので、家族○人でのびのび暮らせる一軒家で生活したいと妻と相談していました。 住宅用地を探す要件として、高齢で体調を崩しがちな○の○○の家にすぐ駆けつけることができるところを中心に探していていましたが、市街化区域や白地地区内で条件に合う用地が見つからず大変困窮していたところ、申請地を紹介していただきました。 申請地は○の○○の住まいから車で○分の場所で、○○に何かあった時にすぐ駆け付けられる場所です。 また、申請地は付近に保育園、幼稚園、ふれあいセンター、商業施設、病院等、家族で暮らすのに大変快適な立地です。 何卒ご理解いただきたくお願い申し上げます。 以上の理由から申請をされました。 建物は○○○階建て、○○です。工事期間は許可後から○カ月間を予定しています。 被害防除対策については、水路沿いはCB４段積み、宅地沿いはCB段２積みで被害防除を行います。 排水については合併浄化槽５人槽を設置し背面の水路に放流します。 資金計画について、用地費○○○○万円、造成費で○○○万円、建築費○○○○万円、その他費用で○○○万円です。合計で○○○○万円です。全額借入で対応するとのことで、住宅ローンの事前審査結果票が添付されていますので、資金計画についても問題ありません。２０年居住の要件を満たすための住民票、戸籍謄本も添付されておりますのでこちらも問題ありません。 説明については以上です。 ◎議長 続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。 ◎石塚委員 ８月１９日、月曜日に書類審査と現地調査を行いました。書類に不備はなく、事務局の説明のとおりです。

	以上、ご審議よろしくお願いします。 ◎議長 説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。 ◎議長 以上質疑なしと認め、これより採決いたします。 承認に賛成の方の挙手をお願いします。 （挙手全員） 挙手全員です。 よって、本案は承認されました。 ◎議長 それでは№11 について事務局から説明をお願います。 ◎事務局 案内図は９ページです。土地利用計画図は１０ページになります。 申請地は○○○、地目は田、○○○㎡の農地と同所○○○○番、地目は田、○○○㎡の農地と、同所○○○○番、地目は田、○○○㎡の農地で、合計で○○○○㎡です。 申請人は○○○に事務所を構えている、学校法人○○○○　理事長○○○○さんです。 譲渡人は○○○に居住されている○○○○さん、年齢○○歳の方です。 転用目的は運動場です。 転用理由は現在、当法人は幼保連携認定こども園「○○○○」を運営しております。 現在、保育園児が○○名、幼稚園児が○○名の計○○○名の園児が通園しております。 現在では既存の芝生運動場において、日々、挨拶、整列、体操などや、年間行事といたしまして、運動会やマラソン等を行っております。 この度、運動場を新設する理由と致しまして、既存の運動場では手狭で、設置できなかった１週１００ｍトラックとフィールドを設置することと、教育的ねらいをもって設計された「安田式遊具」をもちいた「安田式体育遊び指導法」を取り入れた「安田式メゾット」の教育を当園でも採用したいと考えたためであります。 又、市街化区域及び市街化調整区域の農用地区域外の土地で適地を探しましたが適地が見つからず。本申請地が適地であると判断しました。 何卒ご理解いただきたくお願い申し上げます。 以上の理由から申請をされました。 工事期間は令和○年○○月○日から令和○年○○月○○日までを予定しています。 被害防除対策についてはCBを４段積み、メッシュフェンスで囲います。 出入口部分の水路におきましては水路占用許可申請中です。 資金計画について、用地費○○○○万円、造成費○○○○万円、合計○○○○万円です。全額自己資金で対応するとのことで、金融機関からの残高証明書が添付されていますので、資金計画についても問題ありません。 説明については以上です。

◎議長
　続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。

◎横川委員
　８月１９日、月曜日に書類審査と現地調査を行いました。書類に不備はなく、事務局の説明のとおりです。
　以上、ご審議よろしくお願いします。

◎議長
　説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。

◎藤江委員
　安田式メゾットとはなんですか。

◎事務局
　教育者で幼少年期の遊びや体育、運動の実践と研究をされてきた安田祐治氏により考案されたもので、保育園児や幼稚園児の体育遊びのプログラムだそうです。

◎議長
　以上質疑なしと認め、これより採決いたします。
　承認に賛成の方の挙手をお願いします。

　（挙手全員）

　挙手全員です。
　よって、本案は承認されました。

◎議長
　つぎに№12 に移る前について、議事の都合上、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、鈴木委員の退席を求めます。
　それでは事務局から説明をお願います。

◎事務局
　案内図は１０ページです。土地利用計画図は１１ページになります。
申請地は○○○、地目は畑で○○○㎡になります。
申請人は、○○○居住されている○○○○さん、年齢○○歳の方です。
譲渡人は、○○○に居住されている○○○○さん、年齢○○歳と○○○○さん、年齢○○歳の方です。
　転用目的は住宅敷地です。
　転用理由について、私は現在、家族共に○○○に住んでおります。「株式会社○○○○」に勤務しており、全国○○か所にある商品センター長の仕事が主であり、本社勤務を交えての転勤生活が入社以来続いております。商品センターの１か所に勤務するのは長くて○年、短いときは○年半ほどのスパンで異動があり、結婚してから○○年間常に家族で転居をし、○○は○歳、小学校○年生、下の子は○歳、幼稚園○○となりました。夫婦共々、転校を繰り返して学齢期を過ごす子どもたちに不安を覚えることになり、ゆくゆくは本社勤務となりますので、それを踏まえて自分たちの家を構え、

	子供たちのために落ち着いた生活環境を整えたいと考え始めました。私どもの〇〇と相談した結果、〇である〇〇の実家である〇〇〇に家を建てないかと〇〇〇〇より提案を頂きました。 　もちろん、当地が農振農用地という区域内で、家を建てるのにはそれ相当の期間を要することも理解しており、〇〇〇の売地や周辺地域も見て回りましたが、〇の生まれ育った地であり、思い入れのある地への想いは強く本申請に至った次第であります。 　何卒ご理解いただきたくお願い申し上げます。 　以上の理由から申請をされました。 　建物は〇〇造り、〇階建てです。工事期間は許可後から〇カ月間を予定しています。 　被害防除対策については、周辺をCBフェンスで囲います。排水については合併浄化槽５人槽を設置し排水路に放流します。 　資金計画について、用地費はなく、造成費で〇〇万円、建築費〇〇〇〇万円、合計で〇〇〇〇万円です。全額借入で対応するとのことで、住宅ローンの事前審査結果票が添付されていますので、資金計画についても問題ありません。２０年居住の要件を満たすための住民票、戸籍謄本も添付されておりますのでこちらも問題ありません。 　説明については以上です。 ◎議長 　続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。 ◎横川委員 　８月１９日、月曜日に書類審査と現地調査を行いました。書類に不備はなく、事務局の説明のとおりです。 　以上、ご審議よろしくお願いします。 ◎議長 　説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。 ◎藤江委員 　この案件は前回除外となっております。柴田委員から指摘されたことは確認できたのでしょうか。 ◎事務局 　排水暗渠にて指摘がありましたが、排水については前面道路の排水暗渠に流し、最終的に中川に放水します。土地改良区にも説明しております。 ◎議長 　以上質疑なしと認め、これより採決いたします。 　承認に賛成の方の挙手をお願いします。 　（挙手全員） 　挙手全員です。 　よって、本案は承認されました。

	それでは、鈴木委員の復席を許可します。 （鈴木委員復席） ◎議長 つぎに№13 について事務局から説明をお願います。 ◎事務局 案内図は１１ページです。土地利用計画図は１２ページになります。 申請地は〇〇〇、地目は畑で〇〇〇㎡と、 〇〇〇〇の地目は畑、〇〇㎡と、同所〇〇〇〇の地目は畑で〇〇㎡の合計〇〇〇㎡になります。 申請人は〇〇〇に居住されている〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳の方です。 譲渡人は〇〇〇に居住されている〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳の方です。 転用目的は住宅敷地です。 転用理由は、私は現在、賃貸アパートに住んでいますが、子どもも生まれて家財道具も増え、手狭さを感じました。そこで広い賃貸物件に転居するのであれば家を持ったほうが良いと思うようになりました。また、今後の〇の面倒などを考え、実家のある〇〇〇を条件に市街化区域から土地を探しましたが、来客用を含めた駐車スペース三台と庭先を確保できる広さという条件の土地が見つからなかったため、調整区域に範囲を広げましたが、農地以外においては見つけることができませんでした。このことを〇〇に話したところ、それであれば〇の所有する実家の隣接地に建築してはどうかという話になりました。私が生まれ育った場所で周りには住宅も多く小学校にも近いなど住環境もよく、何よりも今後の〇の面倒を考えると実家の隣というのはとても良い場所です。 以上の理由から申請をされました。 建物は〇〇〇階建てです。工事期間は令和〇年〇〇月から令和〇年〇月末を予定しています。 被害防除対策については、周囲をマウントアップで囲い被害防除を行います。 排水については合併浄化槽５人槽を設置して前面道路の側溝に放流します。 資金計画について、造成費で〇〇〇万円、建築費〇〇〇〇万円、その他費用で〇〇〇万円です。合計で〇〇〇〇万円です。用地費については使用貸借になりますのでございません。全額借入で対応するとのことで、住宅ローンの事前審査結果票が添付されていますので、資金計画についても問題ありません。２０年居住の要件を満たすための住民票、戸籍謄本も添付されておりますのでこちらも問題ありません。 説明については以上です。 ◎議長 続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。 ◎小島委員 ８月１９日、月曜日に書類審査と現地調査を行いました。書類に不備はなく、事務局の説明のとおりです。 以上、ご審議よろしくお願いします。

	◎議長 　説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。 　（なし） ◎議長 　以上質疑なしと認め、これより採決いたします。 　承認に賛成の方の挙手をお願いします。 　（挙手全員） 　挙手全員です。 　よって、本案は承認されました。
日程第６	【報第１号　農地の賃借料情報提供について】 ◎議長 　続いて、日程６報告第１号について事務局報告願います。 ◎事務局 　松伏町賃借料情報資料について、説明させていただきます。 　毎年８月に、１月～１２月までの間に賃借された田んぼと畑について集計し、平均額、最高額、最低額を算出しております。 　令和５年は、田んぼについて平均額５，７０２円、最高額は６，０００円、最低額は５，０００円、件数は２４０件です。物納が８９％を占めており、内訳としては３０㎏が１００％でした。金納については１１％となっております。 　畑について平均額１０，０００円、最高額は１０，０００円、最低額は１０，０００円、件数は１４件です。物納は無くすべて金納になっております。なお、賃借料を物納で設定されている場合、農協の買取価格で換算しています。令和５年産コシヒカリ２等米で計算をしたものです。 　町のHP、農委だよりなどで情報提供していきたいと思います。 　以上です。
日程第７	【報告第２号　農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について】 ◎議長 　続いて、日程７報告第２号について事務局報告願います。 ◎事務局 　○○地区と○○地区において、相続の届出書の提出がありましたのでご報告させていただきます。
日程第８	【報告第３号　農地法第５条第１項第６号の規定による転用届出書の受理について】 ◎議長 　続いて、日程８報告第３号について事務局報告願います。

	◎事務局 　○○地区と○○地区おいて、転用届出書の提出がありましたのでご報告させていただきます。
日程第９	【報告第４号　農地法第１８条第６項の規定による合意解約について】 ◎議長 　続いて、日程９報告第４号について事務局報告願います。 ◎事務局 　○○地区において、合意解約書の提出がありましたのでご報告させていただきます。 ◎議長 　以上をもって、本定例総会に付議された議案はすべて終了いたしました。 　その他として、委員または事務局から何かありますか。 ◎竹内委員 　前回申請のあった○○○の砂利置き場の近くに砂利とは別のものが積んであるようですが、どうなのでしょうか。 ◎事務局長 　砂利置き場の隣の資材置き場が、資材置き場として管理が行き届いていない状況ではあります。継続して指導していきます。 ◎事務局長 　来週月曜日から９月の定例議会が開催されます。さきがけて一般質問が各議員さんからあがっており、その中で今年のイネカメムシの被害について町はどのように把握しているのかという質問をいただいております。 　町は現状を適時に把握していないので、情報をいただけたらと思います。 ◎事務局 　・農業収穫祭の実行委員会の日時について 　・来月の総会日時について 　・農地利用調査の説明会について ◎議長 　その他何かありますか。無いようですのでそれでは閉会いたします。 　閉会の挨拶を、髙橋会長職務代理よりお願いします。 ◎髙橋会長職務代理 　慎重審議ありがとうございました。 　１０月まで暑さが続くとの予報が出ており、だんだん冬がなくなって秋が短くなっております。みなさんにおかれましては体調に気を付けていただき、またコロナにかかる方も増えてきておりますのでご注意してお過ごしください。 　本日はお疲れ様でした。